



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社M i s u m i
代表者名 代表取締役社長 岡 恒憲
(コード番号 7441 福証)
問合せ先 サポート本部長兼経理部長
今田 和孝
(T E L 099-260-2213)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の一部追加を行うものであります。
- (2) 本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」（以下「改正会社法」といいます。）により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、定款の一部を変更するものであります。
- (3) 業務執行を行わない取締役につきましても、適切な人材を確保し、期待された役割を十分に発揮できるようにするため、定款に変更案第 25 条（取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、この変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (4) 今後の資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款に変更案第 47 条（剰余金の配当等）第 1 項の規定を新設するとともに、現行定款第 48 条の削除、並びに現行定款第 49 条に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）

以 上

(別紙) 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～36. (条文省略)</p> <p>37. 発電及び売電に関する事業</p> <p>38. (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、18名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～36. (現行どおり)</p> <p>37. 発電、<u>売電及び電力の小売</u>に関する事業</p> <p>38. (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役 (変更案第 26 条に移設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役)</p> <p><u>第 18 条 当社の取締役は、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区分して議案として株主総会に諮り、その決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、18名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条～第23条（条文省略）</p> <p>（現行定款第29条より移設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（現行定款第18条より移設）</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役会の招集）</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第22条～第23条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第25条 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>（取締役会の設置）</p> <p>第26条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>（取締役会の構成員）</p> <p>第27条 取締役会は、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役で構成する。</p> <p>（取締役会の招集）</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第30条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（重要な業務執行の委任）</p> <p>第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(変更案第24条に移設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第34条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(監査等委員会の構成) 第35条 監査等委員会は、すべての監査等委員である取締役で構成する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(常勤監査等委員) 第36条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第40条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(<u>期末配当金</u>) 第47条 (新設)</p> <p>当社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当</u> (以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(<u>中間配当金</u>) 第48条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u> (以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</p> <p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>) 第49条 <u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第<u>8</u>章 計算</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等</u>) 第47条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「<u>配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>) 第48条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社は、<u>第59期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>